

母子家庭等自立促進対策事業について

平成13年7月5日 雇児第270号
厚生労働事務次官

母子家庭等自立促進対策事業及び母子家庭等生活指導強化事業の実施については、かねてより特段のご高配を煩わしているところであるが、今般、母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉の一層の増進を図るため、両事業を統合し、別紙要綱により実施することにしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期待されたく通知する。

また、貴管内の母子家庭、寡婦及び父子家庭並び

に母子福祉団体等の関係者に対しても周知徹底を図られたく、併せてお願いする。

なお、この通知は、平成13年4月1日から適用し、平成10年6月26日厚生省発児第109号厚生事務次官通知「母子家庭等自立促進対策事業について」及び平成元年5月29日発児第404号厚生省児童家庭局長通知「母子家庭等生活指導強化事業について」は廃止する。

[別紙]

母子家庭等自立促進対策事業実施要綱

1 目的

母子家庭等自立促進対策事業は、母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）に対する就業支援講習会及び母子家庭、寡婦及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）に対する生活指導講習会の実施、母子家庭の母等の自立促進に携わる関係機関の連携強化等総合的な就労支援体制の整備を図るとともに、母子家庭等がかかえている様々な問題を解決するための対策を講じ、もって、母子家庭等の自立支援及び生活基盤の一層の安定を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とする。

ただし、講習会及び特別相談等事業については、事業の実施を母子福祉団体又はこれに準ずる団体で実施主体の長が適当と認めた団体に委託することができる。

3 事業種別及び内容

(1) 講習会

ア 就業支援講習会

母子家庭の母等に通じた訪問介護員（ホームヘル

パー)等の職種に必要な知識技能を習得させ、地域の求人状況等を考慮しつつこれらの職種の養成確保と併せ実施する。

(ア) 講習職種

- a 訪問介護員(ホームヘルパー)
- b 社会福祉施設等給食調理員
- c その他地域において需要の高い職種

(イ) 受講対象者

訪問介護員(ホームヘルパー)等を希望する母子家庭の母等であって、実施主体の長が適当と認められたものとする。

(ウ) 講習期間等

1種目につき受講人員は20名程度とし、講習時間は1回70時間(訪問介護員(ホームヘルパー)2級養成講習を行う場合には、1回130時間)、年5回実施を標準とする。その他地域において需要の高い職種については、当該技能の習得に必要な時間数として差し支えない。

イ 生活指導講習会

母子家庭等は、日々の就労や家事等に追われており、児童のしつけ・育児又は母親等の健康管理等について十分に行き届かない面があることに鑑み、母子家庭等を対象とした各種の生活指導講習会を開催する。

(ア) 講習職種

母子家庭等の生活指導を行うために、必要とする講習

- a しつけ・育児に関する講習
- b 健康づくりに関する講習
- c その他地域において必要と認める講習

(イ) 受講対象者

生活指導を希望する母子家庭の母若しくは寡婦又は父子家庭の父であって、実施主体の長が適当と認められたものとする。

(ウ) 講習時間等

1種目につき受講人員は20名以上とし、講習時間は概ね1回3時間、月2回以上の実施を標準とする。

(2) 就労促進支援事業

母子家庭の就労を促進し経済的自立を支援するため都道府県において、母子家庭の母等の自立支援に携わる関係機関の連携強化等を積極的に推進し、就

業支援講習会の開催から雇用促進まで地域の実情に応じた総合的な就労支援体制の整備を図るため、次のア～ウまでの事業を実施する。

なお、地域の実情に応じ、工の事業をこれに加えて実施しても差し支えない。

ア 就労支援のための計画等の策定

都道府県の母子福祉主管課が中心となり、市町村、母子相談員、公共職業安定所等、母子家庭の母等の自立支援に取り組む者と連携の上、就業支援講習会修了後の母子家庭の母等について就労実態等を調査・分析するとともに、これに基づいた母子家庭の母等の就労支援に係る具体的計画を策定すること。

イ 就労支援関係機関連絡調整会議の開催

福祉事務所、母子相談員、公共職業安定所等母子家庭の自立支援に関わる機関による就労支援関係機関連絡調整会議を年4回程度開催すること。

ウ 民間の事業所等との情報交換及び母子家庭の母等の就業についての啓発活動

民間の事業所、社会福祉施設、商工会議所等との連携により、就業関係の情報交換等を行うとともに、民間企業経営者等に母子家庭の母等の積極的な雇用を促進するための啓発活動を行うこと。

エ その他母子家庭の母等の総合的な就労支援体制の整備に必要な事業

(3) 特別相談等事業

母子家庭等のかかえている問題は、生活一般に関する問題から一般相談では必ずしも解決できない法律問題等まで、多岐にわたっていることから、母子家庭等が利用しやすい日に気軽に各種の相談に応じる相談事業を実施する。

なお、母子福祉貸付金(寡婦福祉貸付金を含む。)を受けて事業開始(継続)したものについては、特に特別相談を受けさせることが望ましい。

ア 電話相談

(ア) 相談内容

- a 生活一般に関する相談
- b しつけ・育児等に関する相談

(イ) 対象者

母子家庭の母子、寡婦及び父子家庭の父子(以下「母子家庭の母子等」という。)とする。

(ウ) 実施方法

母子福祉センター等を利用し、月4回以上の電話相談日を開設し、母子家庭の母子等からの相談

に対して適切な指導・助言をすることができる者により電話相談に応ずる。電話相談日については、日曜日、祝日等に開設する等、母子家庭の母等が利用しやすいように配慮する。

イ 特別相談

(ア) 相談内容

- a 離婚に伴う養育費及び財産分与の問題、配偶者の事故死補償問題、通産相続、金銭貸借問題等の法律相談
- b 事業経営上の問題、税務上の問題等の相談
- c その他専門的な見識等を要する相談

(イ) 対象者

母子家庭の母子等とする。

(ウ) 実施方法

母子福祉センター等を利用し、概ね週2回の相談日を設け、面接相談又は電話相談に応ずる。相談日については、日曜日、祝日、夜間等に設ける等、母子家庭の母子等が利用しやすいように配慮する。

なお、特別相談を求める者が各地に分散している場合等には、特別相談に応じる者の事務所等で相談が受けられるように工夫するなど弾力的な取扱いをしても差し支えない。

国の補助を受けようとするときは、当該年度の4月15日までに別紙様式により当省に協議し承認を受けるものとする。

なお、平成13年度に係る協議については、7月19日までとする。

4 関係機関との連携等

実施主体の長は、本事業を行うに当たっては、母子家庭等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、母子相談員、児童家庭支援センター、市町村、公共職業安定所、福祉人材センター、民生（児童）委員等の関係機関と連絡を密にすること。

5 国の補助

国は、この実施要綱に基づいて都道府県が行う母子家庭等自立促進対策事業の費用につき、別に定めるところにより予算の範囲内でその3分の1を補助するものであること。

6 協議

都道府県は、3の（2）就労促進支援事業を実施し、